

(11)

共産主義問題について米国側と会談
するに当つての参考資料

区分番号	23
配付番号	2

共産主義問題につき米国側と会談するに
当つての参考資料（三二年六月）

目 次

第一 予じめ含んでおくべき事項	一
（一） 米国は、国家として又社会として、共産主義の危険性を、その本質において、徹底して認識しているが、これに比較し、わが国の認識は、遙かに遅れていること。	一
（二） 米国の共産主義対策は、わが国に比較し、遙かに進展していること。	四
（三） わが国の共産主義問題は、米国のそれよりも、遙かに複雑性に富むこと。	六
（四） 米国は、自己のセンスをもつて、わが国の共産主義の問題を考えがちであること。	七

第三 國際共產主義の本質……………九

(一) 國際共產主義は、今日依然として世界革命の野望を少しも変更していないこと。……………九

(二) 当面、國際共產主義は、革命退潮期の戦術をとり、内部体制の強化を押し進め、次の飛躍を準備していること。……………一二

(三) 國際共產主義の当面の戦略戦術……………一二

1. 共產圏各国の内部体制と団結の強化

2. 米国の孤立化政策

3. 自由主義各国内の階級斗争の熾動

4. 社会主義統一戦線

5. 後進地域の民族運動の激化

6. 平和運動の推進

(四) ソ連と中共との関係……………一四

中共のチトー化は、当分望み得ず。

中共の発言力が強化される。

日本国民はソ連に対しては宿怨を持つも、中共に対しては友好感情を持つ。

(五) 国際共産主義の日本に対する方略……………一六

大正十一年より最近に至るまでの国際共産主義の日本に対する破壊的工作の概要

1. 米国よりの離反

2. 共産党の外、総評、社会党への呼びかけ

3. 経済、文化による攻勢

4. 日中国交回復の促進

5. 日本と英、独等の利害の対立の利用

第三 わが国の共産主義運動の概要……………二一

(一) わが国における共産主義浸透の現状……………二一

共産党

朝鮮総聯合

労農派の歴史と現状、今や労農派は総評をそ

の影響下に獲得する。

- (二) 今後わが国において、共産主義勢力は、更に伸張するか。……………二四

共産党の勢力は、当分現状を保持するに止るだろうが、労農派はその勢力を拡大するであろう。

- (三) わが国の共産化の危険性……………三〇

危険は、国外と国内よりきたる。

国外よりの危険は、東南アジア、中近東が共産化するか否かと中共の強大化に懸る。

国内においては、労農派の理論による社会革命より共産党の革命に移行する可能性が考えられる。

- (四) 右翼陣営の動向……………三三

共産主義勢力の伸張に関連し、注目を要する。

- 第四 共産主義防遏対策上考慮すべき基礎的事項……………三五

- (一) 理念的には……………三五

階級に対しては民族の共通の利益
独裁に対して普偏の人間の自由
經濟の自由主義的伸張

(一) 長期対策と即時対策……………三五

(三) 国内的対策と国際的対策……………三六

(四) 対策の具体的内容……………三六

1. 自由主義に基く内外政治の推進

2. 適切な取締

3. 啓発宣伝

(五) 今日の共產主義の問題は、長期且つ困難な問題である

と考えるければならぬ……………三七

第五 共產主義防遏の具体的対策……………三九

(一) 自由主義精神に基く国民生活充実と發展のための内外

政治の推進……………三九

1. 国際的部面の対策

2. 国内的部面の対策

(一) 共産主義に対する取締の実施……………四三

(二) 国民良識の涵養に資するための啓発宣伝……………四五

第六 わが国の共産主義対策の見地からする、米国への要請

事項……………四九

(一) わが国の共産主義問題の複雑困難なことの理解……………四九

(二) 集団安全保障体制の強化推進……………四九

(三) 後進地域の生活水準の向上……………四九

(四) 日本経済の発展への協力……………五〇

(五) 沖縄及び小笠原問題……………五一

(六) 台湾問題……………五三

(七) 在日米国人の言動の慎重化……………五三

(八) 米国の対日政策に伴う言動の慎重化……………五四

(九) 日本の原・水爆禁止運動に対する理解……………五五

(十) 日本の共産主義対策への協力……………五七

共産主義問題につき米国側と
会談するに当つての参考資料

第二 予じめ含んでおくべき事項

共産主義の問題につき、米国側と意見を交換するに当つては、予じめ含んでおかなければならないことがある。それは、左のようなことである。

(一) 米国は、国家として又社会として、共産主義の危険性を、その本質において徹底して認識しているが、これに比較し、わが国の認識は、遙かに遅れていること。

米国は、国家としても又社会としても、モスコー・北京枢軸を核心とする国際共産主義の危険性を、その本質において、徹底的に分析し認識している。この点米国は、西ドイツと共に、世界各国の中でも、最も先端を歩んでいるといふことができる。

いうまでもなく、自由主義民主主義が、共産主義を容認し得

ないのは、その階級斗争論であり、プロレタリアの階級的独裁の主張であり、又国家民族を越えたプロレタリアの國際的團結の宣傳動である。米國は、この共產主義の本質について、国家として社会として徹底した認識に立っている。この点については、次の事実を想起すれば、たやすく理解されることであろう。即ち副大統領のニクソン氏は、一九五〇年に制定された共産党とその外郭団体の取締立法である国内安全保障法の現案の立案者であり、その国会審議の推進者であつた。この法律は、アメリカにおける共產主義運動取締りの根幹をなす法律である。又國務長官ダレス氏は、レーニン・スターリンの研究家であつて、共產主義の戰略戰術については、深い知識をもっている人である。次に、同氏の弟で米國の全情報を統括する中央情報局（C・I・A）の長官、アレン・ダレス氏は、數十年對共情報活動に専従した人であり、連邦調査局（F・B・I）長官フーヴァー氏は、同じく二十數年その職にあつて、国内共產主義運動の取締りを推進してきた人で

ある。

このように、政府機関の中心的指導者が、何れも共産主義の本質、その危険性について明解な又徹底した認識をもつて国政の運用に当り、一般国民大衆に呼びかけているのである。このようにして、今日の米國は、建國以来の自由の精神の基礎の上に、國家とし又社會とし共産主義運動の危険性の認識については、誠に徹底したものである。米國のこの徹底さが、他國から見るときは、稍神経質に過ぎはしないかと批評される所以でもある。

翻つて、日本の國家としての又社會としての共産主義の危険性に対する認識の程度は如何と見るに、それは、遺憾乍ら遙かにアメリカのそれに遅れているものと認めなければならぬ。このわが國の共産主義の本質に対する認識のズレは、米國側と共産主義の問題について意見を交換するに當つて、十分に含んでおかなければならない点である。

(二) 米国の共産主義対策は、わが国に比較し、遙かに進展していること。

次に含んでおくべきは、米国における共産主義取締の立法体制は、わが国に比較して遙かに進んでおり、整備していることである。これは、前述(一)の共産主義の危険性に対する認識の相違よりみて、当然のことである。

共産主義取締の方法は、基本的にいつて二つの考え方がある。一つは、その政權獲得の手段としての暴力活動を取締る方法であり、二つは、共産主義の本質である特定階級の独裁の主張に関する活動を取締る方法であつて、米国は一九四〇年のスミス法において、右第一の暴力活動取締の法的基礎を定め、一九五〇年の国内安全保障法において、右の第二の特定階級の独裁の主張に対する取締立法へと発展させたのである。米国は、この二つの法律を根幹として、その他さまざまな司法的な又行政的な法令を、必要に應じ順次制定して、共産主義運動の取締を推進して今日に至つ

ている。かくして、米国の共産党の勢力は、漸次減少し、今日においてはその党員は、一万七千となり、その活動は、前述のような各種の法令による規制を受け、いわゆる七割非合法と称せられる実情にある。

これに比較し、わが国の共産主義取締立法は、占領統治により、一切のこの種法令は廃止された儘で独立を迎え、漸く破壊活動防止法の制定によつて、僅かに右の第一の暴力活動の取締の法的根拠を築いたに留まつていたのである。従つて米国よりみるときは、米国では当然に規制される団体やその活動が、わが国においては、全く合法的なものとして放任されていることになつてゐるのである。取締面における両国のこのような差異は、当然に、現実の共産主義に関する各種の問題についての考え方に、相当のズレが生ずることは当然である。

勿論共産主義取締の方法において、米国のなしたことが悉く正

しく、その儘わが国にあてはまると考えるべきでないことは、もとよりであつて、わが国は、わが国独自の道を発見すべきではあるが、しかし、対象が共通の共產主義運動であるだけに、米国の経験は大いに参考とすべきものがあるうと思われる。

(三) わが国の共產主義の問題は、米国のそれよりも、遙かに複雑困難なものであること。

一国の共產主義の問題は、その国の民族的、歴史的、社会的、経済的及び国際的などの各種の条件によつて規定されているものである。いまわが国の共產主義の問題を、米国のそれに比較すると、極めて複雑性を帯びているということができるが、これは、わが国の当面する右のような諸条件が、極めて複雑であることの反映である。この点は、例えば、歴史的な又経済的の条件だけを考えて見ても容易に理解し得るところである。この複雑さに対応して、これに対するわが国の対策は、米国よりも複雑であることは、当然である。

(四) 米国側は、自己のセンスをもつて、わが国の共産主義の問題を考へがちであること。

前述のようにわが国と米国との間には、共産主義の本質、その危険性に関する認識や取締方法等において著しい差がある。今日までの情報により判断して、米国側は、米国側の厳格なセンスで、わが国の共産主義運動を解釈しているようである。従つて、例えば、^{わが国には}共産党の外に労農派と称するマルクス主義が存在し、今日その勢力を増大しつつあるが、これについても、共産主義運動の観点により分析を行つているものと考えられる。従つて、米国側は、共産党の対策もさることながら、労農派思想により指導される総評のマルクス主義的行動に対する対策については、より重大な関心を払つてゐることはいうまでもないところである。

第三 國際共產主義の本質

現段階における國際共產主義の本質については、左の如く考えるべきものである。

(一) 國際共產主義は、今日依然として世界革命の野望を堅持し、これを少しも変更してないこと。

今日國際共產主義は、本来の世界革命の野望を依然として堅持し、しかもその目的達成の可能性は、漸次近づきつつあるものと盲信を固めつつあるものと判断しなければならない。

今日一般に共產主義と呼ばれるものは、即ちマルクス・レーニン・スターリン主義として発展して来た社会変革の思想であつて、その核心は、プロレタリア階級による独裁の歴史的必然性を肯定し、その実現のために、暴力革命の正当性と、全世界のプロレタリアの団結による目的の達成を主張するところにある。

國際共產主義は、この四十年間にわたり、ソ連、中共、及び東欧諸国に起つた一連の革命は、彼等の主張するこの理論の、真理性

を實証するものであるとして、今や、これに対して宗教的信仰を抱き、自由世界に対し、その理論に基く革命を繰り抜けることに躍起となつてゐるのである。彼等が、表面的には、いかなる言説をなそうとも、この本質は、今日依然として、いささかの變化もないことは、一点疑いのないところである。従つて、彼等の世界政策は、すべて結局この最後の目標を達成することを目途として打ち出されてくるものであると、考えなければならぬ。勿論一九二〇年より同三〇年頃迄の間の、彼のコミンテルンが、世界革命運動の本部として、活発な活動をした時代に比較すれば、今日の国際共產主義の活動は、表面的には、確かに柔軟性を加え、露骨に革命方略を打ち出さなくなつたことも疑いない。しかしこれは、国際共產主義が、今日直面する客觀情勢の變化に対応して、戦略戰術の變化であつて、その根本の思想は末だいささかの變化もないといわなければならない。將來この革命的危險性が變質するか否かの問題については、次のように考えるべきであらう。

先ず共産主義 自体の内部においても、人の本性たる自由への慾求が現われ、これが漸次強まつて行くことは、必然であつて、その進展が、共産主義の本質的変化を持ちきたらすであらう。次には、自由主義諸国の賢明な改革による社会的発展と、その両結が、共産主義の目的の遂行の意欲をにぶらせ、本質的変化を呼び起すことであらう。このような事柄の端緒的事実は、既に今日幾分は、認められるところではあるが、その本来の危険な本質が、それによつて影響される程度までには、未だ達していないと解すべきであらう。昨年のハンガリー問題は、共産主義にとり、確かに重大な打撃であつたことは疑いないが、未だ徹底的な打撃として彼等のこの本来の思想に根本的な反省を加えしめるには至っていない。何れにしても、この変化には相当長い時代を要するものと見なければならぬ。

□ 当面、国際共産主義は、革命退潮期の戦術をとり、内部体制の強化を押し進め、次の飛躍を準備していること。

国際共産主義の指導者は、現在を革命の退潮期とみていることは疑いない。才二次大戦の終末より一九五〇年頃までは、正しく革命昂揚期であり、東欧に、中国に、つぎつぎと彼等の指導による革命が、引き起されたのである。その後は、革命勃発の情勢が衰退し、特に昨年のハンガリー動乱を中心とする東欧問題は、共産主義の行手を阻む大いなる打撃であつたことは疑いない。しかし、この打撃による混乱も、漸次回復され、今や彼等は、次の革命昂揚期に備えての、内部体制の整備強化に狂奔しているものと考えられる。最近のソ連の経済機構の再編成や、中共の整風運動等は、總べて彼等の野望達成の基礎的作業の一つであると解しなければならぬ。

目 国際共産主義の当面の戦略戦術

さて、このような国際共産主義の当面の戦略戦術の概要は、次の通りと考えられる。

1. 先づ、才一には、軍事的に、経済的に、共産圏内の内部体制

の整備強化を強力に推進することである。共產圏内各国の、ソ連を中心としての団結の強化を強く呼びかけているのは、このためである。

2. 矛二には、一切の国際外交の目標を、アメリカを孤立せしめることにおき、そのために各国間の矛盾を巧みに利用することである。

3. 矛三には、自由主義各国内の労働者に呼びかけ、階級斗争の増大とその国際的団結の強化をはかることである。

4. 矛四には、自由主義各国の共産党を利用する外、広くその国の社会主義的思想を抱く政党や団体に呼びかけ、各国の政治情勢をより左傾化せしむることを狙うことである。これがいわゆる社会主義統一戦線である。

5. 矛五には、アジア、アフリカその他の後進地域に抬頭しつつある民族運動を、反アメリカ、反英、仏等自由主義諸国に対する反抗運動に発展させることを策することである。

6. 第六には、米國を帝國主義、戦争放火者と規定して、引き繼ぎ平和運動を推進することである。

以上の如き、基本的な本針の下に、各地域の実情に即應し、時機の変化に應じ、巧妙な戦術を打ち出してくるものと判断される。

(四)

ソ連と中共との關係

ソ連と中共の關係において、先ず問題となるのは、中共が、いわゆるチトー化す可能性があるか否かと言うことであるが、今日のところ、そのような徴候は、見出し得ないと判断される。例えば、中共の經濟建設という一つの問題を捉えてみても、ソ連との結合を抜きにしては、到底達成し得られない実情にある。その他主義主張における固き結合が、近く弱化されると見ることは不可能であろう。この兩者の關係は、兩者がそれぞれ内部体制を完全に整備し、充實する日までは、その間に離反の現象の生ずることは到底考えられないと見るべきである。

次の問題は、國際共產主義運動におけるソ連と中共との指導力

の比重であるが、昨年の東欧問題の発生までは、ソ連の指導力が圧倒的に強力であつたとみられるが、その後においては、中共の指導的地位は、飛躍的に上昇し、特に、アジアの諸問題に対するその発言力は強化され、確固たる地位を築いたと解せられる。

次の問題は、日本に対してソ連と中共との方針は、常に合一して打出されているか否かということである。この点については、根本的には、一致するように努められていると考えられるが、現実的には、必ずしも常に一体的ではなく、或るときは、平行的であり、又或るときは、競走的であると思われる節がある。

次ぎの問題は、ソ連と中共に対するわが国民感情の問題である。纏していえば、わが国民は、極めて特權の一部を除きソ連に対しては、歴史的な一種の宿怨的な感情を持つているということができるが、中共に対しては、好意的な友好的な感情を持つ者が多い。この点は、国際共產主義のわが国の影響を考えるに當つて特に注意すべき点である。

(四) 国際共産主義の日本に対する方略

先ずこの問題を考えるに當つて、われわれが、どうしても忘れてはならないことは、今日まで国際共産主義は、いかなる破壊工作をわが国に打ち出してきていたかということである。大正六年ロシア革命が成功し、その後国際共産主義運動の本部であるコミンテルンが結成され、ここに国際共産主義は、本格的な世界赤化運動を押し進めてきたのである。このような国際共産主義の一連の動きとして、大正十一年日本共産党が結成され、暴力革命の遂行を、その目標として打ち出したのである。この日本共産党に対しては、昭和二年及び昭和七年、それぞれソ連及びコミンテルンより、二十七年テーゼ及び三十二年テーゼと称せられる革命遂行の方針書が与えられ、膨大な資金も供与され、戦前におけるわれわれの知る日本共産党の革命運動となつて、国内治安を攪乱してきたのである。戦前の共産主義運動は、治安維持法等によつて假借なく取締られたが、ソ連及びコミンテルンの指導によつて執拗

に展開され、又諜報活動としてはコミンテルンはゾルゲをわが国に送り込み、恐るべきゾルゲ事件を生ぜしめたのである。

戦後においては、先ず占領下ではソ連が日代表部が、共産党を指導して、その勢力の拡大を図つたことは、疑いなくところであり、昭和二十五年一月のコミンフォルムの日本共産党の運動方針の批判は、遂に日本共産党をして暴力革命方式に突入せしめ、昭和二十六年、七年にわたる火炎瓶式斗争が出現したのである。又昭和二十六年と二十八年にわたり、ソ連は合計一億五千万円の資金を、修繕のためわが国に渡来するソ連船を利用して持込み、共産党に与えてその活動の活発化を図つたのである。又朝鮮戦役においては、共産軍は、朝鮮より米軍を追い落とし、その余勢を駆つて日本に侵攻し、共産党を支援して一挙に革命政權を樹立させる意図があつたことは、疑いなくところである。われわれは、このような国際共産主義が行つたわが国の独立と安全を脅かす一連の歴史的事実を忘れることはできない。常に彼等は、このような意図を含

み、その意図の達成される機会を作り出し、この機会に乗じて、わが国を赤化攻略せんとしていることは、忘れてはならない。今日彼等が、この意図を全く変更し或は改めたという実証は、いかなる点においても、発見することができない。

さて、過去においてこのような不倶戴天の行動に出た国際共産主義は、依然として、その腹中にこの赤化の意図を蔵しながらわが国に対して、当面次のような方略をとってくるものと判断される。

1 一切の施策の目標を、わが国をして米国より離反せしむることにおくこと。

2 当面は、共産党を指導し、これに連絡はするが、それ以外社会主義的思想を持つ政党、団体や、労働者、学生、青年、婦人等の層に広く呼びかけ、わが国の政治情勢、思想情勢をより左傾化せしむることに努めること。従つて当面の主要な呼びかけの目標団体は、政党においては、社会党、労働組合としては、

評、その他日中友好協会、日ソ親善協会、日本平和委員会等広範な左翼系団体である。

3. 右の目的を達成するため、経済面においては、例えば、日ソ貿易の拡大はもとより、日中貿易の拡大、招待戦術、文化交流の推進等を強力に押し進めること。従つてこの反面、露骨な日本国民の感情を刺激するが如きことは極力手控えるであらう。

4. 日中の国交回復の促進は、社会党を手懸りとして、一層強力に押し進められるであらう。

5. 日本の経済力の恢復については、相当高くこれを評価し、しかもこれを、資本主義の矛盾の発展として捉え、国内においては、階級斗争の宣伝、煽動に努め、又国際的には、例えば、東南アジアその他へのわが国の経済的進出を、英、独その他の国との矛盾の激化と唱え、これを利用し分裂を策するであらう。

才三

わが国の共産主義運動の概要

(一)

わが国における共産主義侵透の現状

わが国における共産主義を信奉する団体として、先ず挙ぐべきは、いうまでもなく日本共産党と朝鮮総聯合である。日本共産党の現在の構成員は、約四万五千と認められ、国会選挙における得票数は、今日全国で七十万乃至百万と算定される。朝鮮総聯合の構成員は、約十二万六千であり、それ以外の約三十数万に昇る北鮮系朝鮮人は、その影響下にあるものと判断される。

これ以外、わが国におけるマルクス主義に根ざす運動として注意すべきは、山川均、向坂逸郎等を理論的指導者とするいわゆる労農派の運動である。この労農派は、大正十一年日本共産党が結成された時は、同党に合一していたが、その後間もなくマルクス主義共産主義理論を、日本の現実に適用し、発展せしむる方法について、意見を異にし、遂に日本共産党より分派し、労農派として、

独得なマルクス主義思想を展開してきているのである。

この歴史的発展の事実に徴して明らかな如く、労農派の思想は、根本においてプロレタリアの階級独裁を主張するマルクス主義であつて、日本共産党と異なるところは、概ね次の数点である。一つは、日本共産党はソ連、中共等国際共産主義勢力と堅い連帯の下にあるが、労農派は、そのような連帯はない。二つは、日本共産党は従来明確に暴力革命の方針を打ち出していたが、労農派はこの革命の手段については明示することを避けているが、方法としては、共産党に比し柔軟性ある手段を主張しているが、ゼネストその他国会外の大衆運動を主張しているものと判断される。三つには、日本共産党は、党については従来強くプロレタリアの前衛党としての性格と行動を主張するに比し、労農党は、広く大衆的観点に立つ組織と運動を主張していることである。しかし、労農派の主張も、結局絶対的な階級対立を、最も根源的なものとする階級斗争を才一義とし、従つて、階級的永久政權論の立場を

堅持しているのである。その意味において、労働派もマルクス主義であり共産主義と同じであると考えなければならぬ。

この労働派の影響力は、最近において、驚くべき発展をなし、今や総評の中心勢力を、その影響下に獲得したと考えて間違いない。問題は、かかる共産主義的階級思想によつて、総評という巨大な団体が、武装されるに至つたことである。この現象が、総評の左傾化乃至は容共化といわれる事実である。しかも総評は、今やサンデカリズム的思想にも進展せんとする疑があることは、注意を要する。何が故に、このような事態を招来したかという点、一つは、わが国における今日の労働運動が、階級斗争の本質をもつて、推進されていることによるものである。二つは、労働派が、戦前戦後を通じ永き生命をもつて主張し続けられてきたことである。三つは、昨年二月のソ連共産党才二〇回党大会において、ソ連式共産主義においても、革命への平和的移行の可能性の論が、

提示されたことである。この議論は、或る意味において、労働派の理論と一脈相通するものがある。このような諸条件の上に、今や共産党を除くわが国左翼陣営において、労働派理論が、圧倒的指導性を獲得するに至つたのである。社会党左派は、かかる思想によつて、突き上げられているものと判断される。しかも注意すべきは、国会総選挙において、この思想の下に影響された団体等を中心とする総得票数は、約六百万と算定される。実に今日のわが国における共産主義侵透の、最も重大な問題は、この点にある。

(二)

今後わが国において、共産主義勢力は、更に伸張するか。

右に述べたようなわが国内の共産主義勢力は、今後更にその勢力を拡大するか否か。この点については、先ず結論的には、次のことが指摘できる。一つには、日本共産党の勢力は、当分現状以上著しく拡大することはないものと考えられる。二つには、労働派的共産主義は、更にその勢力を拡大するものと考えられる。これらの理由を述べれば次の通りである。

今日の一国の共産主義勢力は、結局、その国家社会の政治、経済、文化、外交、その他一切の現象の集中的表現であるといふことができる。仔細に検討すれば、それは、すべてのことと関連してくるのである。

さて、このように考えて、才二次大戦後わが国に共産主義思想が拡大して行つた主な理由を指摘すれば、次の如きものであらう。

1. 一般的に、共産主義の主張する資本主義のもつ諸矛盾の存在
2. 敗戦に伴い、従来の国家民族の指導精神の崩壊に伴う思想的混乱

3. 戦後に起きた経済的社会的混乱

4. 敗戦後の自由化政策に伴う労働者階級の発言力の増強と、その階級意識の深化

5. 左翼利用の初期の占領政策の誤謬

6. いわゆる進歩的学者、文化人の無責任な言動

7. 共產主義者の執拗な運動
8. 保守政党側の瀆職、その他の腐敗的事実の存在
9. 中共革命の成功と国際共產主義勢力の強大化
10. 国際共產主義勢力の巧妙な宣伝、煽動

さて以上の如き諸原因によつて、わが国にソ連的共產主義思想が急激に侵透してきて、日本共産党が拡大されて行つたが、これも昭和二十六年より昭和二十七年上半期を頂点として、その勢力は伸び悩みの状態に入つた。これは、いうまでもなく、共産党の国際指導による火炎瓶式斗争方針に対する、国民の批判に原因するものである。その後共産党は、党内派閥に悩み、一層勢力は伸び悩んで、今日に至つてゐるが、更に昭和三十一年十月のハンガリー動乱を中心とする東欧問題の発生は、ソ連的共產主義に対する厳正な批判を呼び起し、共産党にとつては、大きな痛手となつた。従つて、共産党が、ソ連・中共等の指導を受け、従来の暴力方式をとる限りにおいて、わが国においては、現在以上その支持層が増

加することは、考えられない。日本国民の文化程度は、暴力的革命方式に対し、相当厳しい批判をもつていると解釈できる。

共産党に対しては右の如く考えられるが、思想的には、共産主義右派とも称すべき労農派思想が、前述のような理由によつて、今や恐るべき勢力をもつて、左翼陣営に指導権を打ち樹てつつあることは、注意を要する。この思想は、こと当分の間は更に侵透の度を深めるものと、考えなければなるまい。

さて、以上のような若干の歴史的觀察の下に、今後において、わが国の共産主義勢力は、更に拡大するか否かの点について、判断すると次のように考えられる。

先ず共産主義侵透の積極的な条件と考えられるものを挙げれば、次の通りである。

1. 国際的条件

(1) ソ連、中共の強大化、特に中共の発展

(四) ソ連、中共その他国際共産主義勢力のわが国に対する経済、文化等の諸工作の進展

(ハ) 国際共産主義勢力による資金援助

(ニ) 米国の対日政策にして、著しく国民感情を損うものの有無

(ホ) ソ連、中共等との貿易の進展

(ヘ) 台湾及び東南アジアが、共産圏勢力の手中に落ちる可能性の進展

2 国内的条件

(イ) 労働者階級の階級意識の深化

(ロ) 自由民主党の在り方、特に演説その他の国民感情に反する不詳事の存在の有無

(ハ) 社会的の諸矛盾を除去する政策の実施を怠ること。

(ニ) 青少年に対する左翼的教育の行われていること。

(ホ) ソ連との国交、中共との貿易等の実施に当り政府や社会指導者の警戒心の欠除、不用意の言動

- (ハ) 労働運動に対する適切な対策の欠除
(ロ) 正しく世論を昂揚反映する方途が講じられていないこと。
次に、共産主義侵透の妨げとなる消極的条件と考えられるものを挙げれば次の通りである。

1. 国際的条件

- (イ) 台湾、東南アジア等が共産圏の手中に入る可能性のなきなること。

- (ロ) 自由主義諸国の団結が強化されること。

- (ハ) アメリカのわが国に対する政策が当を得ること。

- (ニ) ハンガリー動乱等共産主義の矛盾の暴露

2. 国内的条件

- (イ) 国家経済が恢復したこと。

- (ロ) 国民の暴力革命や独裁思想に対する批判力が高まっていること。

(ハ) 社会保険制度の整備充実

以上のような諸条件を、比較対照し、現在の国際情勢に著しき変化のない限り、冒頭のような結論になるものと考えられる。

(ニ) わが国の共産化の危険性

右に述べたような今日のわが国の内外より迫る共産主義勢力の危険性は、これを如何に評価すべきか。これを結論的にいえば、今日のわが国の共産化の危険性は、全然ないものとは、どうしても考えられない。問題は、その可能性の度合いかということであるが、勿論その危険が近接しているという訳ではないが、例えば戦前はわが国の共産化の如きは、全く不能犯であつたが、今日においては国内の共産主義勢力自体より見てもその能力を、ある程度具有しているものと考えられ、これに加えて今日の国際情勢を見るときは、その憂いを深めざるを得ない。

その理由を考えてみると次のとおりである。

わが国の共産化の危険性は、国際的な面よりくるものと、国内

的な面よりくるものがある。實際は、兩者の相關關係として現われてくるであらう。國際的な面として最もその危険性が考えられるのは、一つは東西南アジアと中近東の諸国が、共產圏の勢力下に入つた場合である。この地域の市場と資源とを共產国の支配下に握られた場合の日本經濟がどうなるかは、思い半ばに過ぎるものがある。国内の經濟的混亂は必至であり、共產勢力への屈服は、免れがたい運命とならう。二つは、中共の強大化に伴う中共自体の日本に対する積極的工作の進展のいかなの問題である。これは、もとよりこと暫くは、その憂いはなからうが、將來の問題として考えておかなければならない。次に、国内的な面よりからの危険性を考えてみるに、今日日本共產黨は、その黨員は前述の通り四万五千位であり、国会選挙におけるその総得票数は、七十万から百万と算定される。そしてこの共產黨の黨員は、過去において、火炎瓶式斗争の經驗をもつたものであるから、もとよりそ

の實力は、無視できないが、この勢力が、革命を遂行する力にまで發展することは、ここ当分の間考えられぬことであろう。しかし前述のようにわが国には、今日この共産党の右に労農派と称するマルクス主義の思想に指導される組織があることである。これが、總評を中心とする一連の左翼団体に外ならない。これらの団体が、今日労農派マルクス主義の思想に基き、プロレタリア独裁の理論に従つて、革命を遂行せんとしているものとの疑いを深めざるを得ない。既にこの一連の運動は、その可能性を相当深めているものゝと判断される。この運動は、全国民的な自由な民主主義的立場にたつときは強く排撃すべきものであることはいうまでもないが、問題は、この労農派思想による革命は、勢の趨くところその枠内に止り得ず、さらに進展し、国際共産主義の指導する共産党に、その指導権を奪取されるということである。国民は、ロシア革命において、ケレンスキー政権よりレーニン政権に移行した歴史的事実を、その教訓として忘れてはならないのである。現に共産党の有力党員の

多くの中には、この見透しを持つてゐる者がある。

以上のような危険性は、勿論極めて切迫してゐるという訳ではない。しかしながら相当その可能性があると考えることは、徒らに危険を過大視するものではない。さてこれを防ぎ得るのは、一に、内外にわたる国家政治の賢明なる遂行と国民の健全な良識の有無如何に懸つてゐる。

(四) 右翼陣営の動向

今日の右翼陣営の動向を、戦前のそれと比較するときには、次の点が指摘できる。一つは、組織的に資金的に未だ十分に回復してゐないことである。二つは、その行動において戦前の如き極端な矯激性を示さないことである。これは、いうまでもなく過去の行動とその責任に対する反省からであると考えられる。しかし右翼陣営が、常に民族の立場を強調し、共產主義に強く反対するとは、変りがない。今のところ直ちに眼に余る極端な反共的実力

行動に出でる傾向は見られないが、しかし共産主義勢力の伸張に対応し、その行動が漸次矯激化を加えて行くことは、必至のことと考えられる。

第四 共產主義防遏対策の推進上考慮すべき基礎的事項

共產主義防遏対策の勘案に当り、考慮すべき基礎的事項は、次のとおりである。

(一) 理念的には、次の三つの立場を明確に自覚しなければならなく、これは、根本的には、階級斗争理論、唯物弁証法の否定という理論的な重大問題に関連しているのである。

1. プロレタリアの階級第一主義に対しては、階級を超越しての全民族乃至全人類の共通の基盤と利益の存在とその擁護

2. 独裁的思想に対しては、普偏の人間の自由と真の議会制度の擁護

3. 全国民に均霑する経済生活の、自由主義的伸張

この三者は、常に一体的に把握され、推進されなければならぬ。

(二) 対策は、打ち出す時期的観点より見て、長期的なものと、即時

的なものとに分かれる。共產主義は、社会革命という歴史的問題を推進しているのであるから、これに対する対策も、根本的には歴史性をもった長期的な基盤に立たなければならぬと共に、当面の彼等の斗争に対する即時的な方策も、考慮しなければならぬ。

(三) 対策を地域的の観点より見るに、国際的なものと国内的のものとは、一体的に扱われなければならない。共產主義運動が、国際連帯をもつて押し進められている以上、当然のことである。即ち外交と国内政治は、共產主義防遏の観点よりすれば、常に一体的に把握推進されなければならないのである。

(四) 共產主義防遏の対策は、具体的発展の上から見て、次の三部面に分けることができる。

1. 自由主義精神に基く国民生活の充実と発展のための内外政治の推進

2. 適切な取締の実施

3. 国民良識の涵養に資するための啓発宣伝

この三つの部面は、常に一体的総合的に推進されなければならない。しかしして、この三つの部面において、最も重要な部面はいうまでもなく人であつて、今日においては、問題は、好むと好まざるとに拘らず国民の又全人類の幸福が、自由主義的な方法によつて獲得されるか、又は共産主義的方法によつて実現されるかというところにあると考へなければならぬ問題でもある。世界の四分の一の地域に共産主義政權が現出した今日においては、冷かな現実には、自由主義と共産主義とは、人類の幸福の実現において、正に競争的立場に立つてゐるものと見るべきであらう。この部面の努力が足りなかつたならば、如何なる取締も、何等の効も奏し得ないであらう。

(五) 今日の共産主義の問題は、これを短日月に処理し得る可能性は、全然発見されない。問題は、長期にわたる困難な道を通じて解決

されるものと考え、これが対策を樹立して実施しなければならぬ。共産主義の問題には、特に性急な焦慮的措置は禁物である。ジツクリと腰を落着け、現実の事実において、その反抗、反撃を無力化して行くように努めることが最も肝要である。

才五

共產主義防遏の具体的対策

(一)

自由主義精神に基く国民生活の充実と発展のための内外政治の推進

この部面には、国際的な面と国内的な面、又長期的なものとするものがある。

国際的部面の対策

(1) 日本一國をもつてしては、今日の国際共產主義勢力に対峙し得ないことはいうまでもないところであるから、常に自由主義陣営の一員として、相互の協力の下、集團安全保障を基調として、国家外交は、推進されなければならない。

(2) 右の最高方針の下、外交の自主性の確立を図ること。

(3) 共產圏諸國との国交の調整、貿易の実施に当つては、次の諸点を注意すること。

A、常に自由諸國との信義に反せざることを念とし、常に両者の全体的力關係を念頭におくとともに、共產圏諸國の貿

易が強大な国家資本と統制の下に行われていることを注意して対処すること。

B、いかなる意味においても、国交や貿易の実施が、共産圏諸国の戦力の増強を来たさないように可及的な考慮を払うこと。

C、共産圏諸国との国交調整や貿易は、常に共産側の謀略、スパイ活動、破壊的資金の流入等の諸活動が伴うことを銘記し、その実態を把握し得る国家機関を整備し、適時遺漏なき措置を講じ得るようにすること。

D、共産圏諸国との国交や貿易の進展は、国民の警戒心を緩和させがちなものであるから、この点を注意し、措置すること。

E、わが国は、その国際的経済的立地条件より見て、およそ自由諸国との提携の上でのみ国民経済は成立し得るものであるから、常にこの観点より、共産圏諸国との貿易を考慮

して実施すること。

F、A・Aグループ諸国に対しては、一層その提携を強化し、その自由主義的發展につき極力援助すること。但しそのグループのいわゆる三勢力的結束の制肘は受けないように注意し、東西の橋渡しの役割をなすに努めること。

2 国内的部面の対策

(1) 思想的政治的には、共産主義延いてはその基礎であるプロレタリア階級の独裁思想とこれを主張する団体を孤立化する方針をとること。一切の左翼的思想を一律に「赤」として排斥することを避け、いかなる意味においても、議会制度を尊重する思想は、これを異端視することなく、協力して共産主義独裁主義を孤立化する方針をとること。

(4) 議会中心の眞の民主主義政治の確立のため、この際各政党は抜本的脱皮をなし、左の措置をとること。

A、清明な選挙の実施

B、いかなる意味においても国会における暴力の排除

C、真に近代政治感覚を持つ人材の養成

D、党運営の清浄化

E、政黨員の政治活動の清浄化

(イ) 国民の祖国愛、民族愛の昂揚を図ること。

(ロ) 完全雇傭の実現を目途とする経済政策を推進すること。

(ハ) 失業、疾病、老年者、幼児等に対する社会保障制度を強化整備すること。

(ニ) 農地制度改革の維持合理化に努めること。

(ホ) 企業、山林、原野等につき、その自由主義的合理的社会化方策を推進すること。

(ヘ) 今日における労働運動は、疑いなく階級斗争としての性格を備えているものであることを銘記し、労働対策については、全力を傾倒してその打開を図ること。このためには、今日労働運動の矯激化を阻止し得るのは、国民世論とこれを基礎と

する断平たる政府の態度のみであるから、法律制度に広く国民世論を採り入れる方策を講ずるとともに、常に世論を喚起する方途を講ずること。

(9) 少くとも政府、政党においては、常時労働問題を検討し、遅滞なくこれが対策を實施する体制を備えること。

(10) この際国家は、内外にわたる共産主義を中心とする諸問題の打開の基礎を打ち樹てるため、國家の調査機能について再検討を加え、既存各機關の強化を図るものとし、必要あらば大調査機關を設立すること。

(二)

共産主義に対する取締の實施

1. 先ず全般的に見て、わが國の対共調査情報機關は、占領中の解体の後を受け、独立後において、漸く組織され自由活動を見るに至つたのであつて、そのため組織に機能に、未だ初步的の段階にあるものであるから、その完成化のため、例えば、所要の豫算的措施をとる等適切な措置を講ずること。

- 2 治安機関の機構問題は、概ね現状を維持して、これを強化することとし、徒らに再編成の措置はとらざるものとする。
- 3 機構的に治安情報、常時系統的に閣議や内閣総理大臣に提出され、日常の政治、政策に織りこまれるよう措置すること。
- 4 そのため必要あれば、機構の改組も考慮すること。
- 4 治安関係閣僚会議を設け、随時開催して、問題を検討し、治安的考慮と行政面との思想的統一を図り、常に一体的に政治が行われるよう措置するとともに、適切な政治声明を発表して、国民の啓発に努めること。
- 5 政府部門は、思想を統一し、刑罰面に行政面に現行法令の有効適切な実施と活用により、破壊的活動の鎮圧に努めること。
- 6 各種治安情報は、速かに関係行政部に反映せしめ、日常の行政面に、適切な措置を講ぜしめるようにすること。

7. 左の法律問題につき検討をし、必要にして可能なものは、これが立法を図ること。

(1) 西ドイツや米国の如く、共産主義の基本思想である反対党の存在を否定し、特定階級の専横を主張する団体や、これに關する各種の活動を規制する立法

(2) 公務員、労働組合幹部より破壊分子の追放

(3) 国家秘密の保護に關する立法

(4) 公安事件の迅速処理のための訴訟法の改正

8. 朝鮮人に対する総合的対策の樹立

9. 共産党の解散は、今後の事態の推移にまつこととし、当面は何時でも、その措置をとり得るよう資料を整え、調査を推進するものとする。

(三)

国民良識の涵養に資するための啓発宣伝
国民に対する啓発宣伝は、今日のわが国民の思想情勢より見て、

その組織、方法等において極めて複雑な問題を包蔵している。官製的宣伝が、ほとんど国民によつて受け容れられない一事を見ても、這般の事情を知ることができる。従つてこの組織や方法について、外国の事例も参考にし、良くわが國の実情に即して、勸案されなければならぬのである。その骨子を述べると左の通りである。

一 啓発宣伝の終局の目標は、階級的独裁の政治や暴力革命は、わが日本に不幸をこそ持ちきたすが、決して全國民的幸福を持ちきたすものでないことを理解せしめることにある。先ずこの啓発宣伝の目標を明確に確立することを要する。

二 政府を初め各界指導者は、苟しくも共産主義を容認するが如くに解されざるようその言動を注意すること。指導者の言動の國民に与える影響は、はかりしるべからざるものがあるからである。國民は、指導者の言動を見て共産主義に対する警戒心を緩めるのである。特に今後共産國諸國との國交の調整や貿易の

進展に伴い、この問題はますます微妙なものとなることを注意しなければならぬ。

3. 政府は、それぞれの事件を通じ事実の真相を知らしめることに更に特段の努力をすること。このために関係機関の権限の再配置等も検討すること。

4. 現在のわが国の思想情勢においては、啓発宣伝の機関は、民間機関として存在することが有効且つ適切であるから、民間諸団体の育成強化に特に意を用いること。近時漸くわが国にも有力な民間の啓発宣伝の機関が生れつつあるから、その健全なる発展に協力すること。これらの団体は、様々な形態を採るも、凡ては一体的に運用されることが肝要であるから、機構的には、そのような配慮が必要である。

5. 啓発宣伝は、今日においては、思想戦であり、心理作戦であるから、新聞、放送、出版、映画、芸能等を初め各種既存団体

の自発的活動を促すように努め、特に、これらの総合としての正しき世論の形成と、これが強力の發表について考慮すること。特に今日においては、世論のみが最後の又最も強き防壁であることを思い、その喚起に努めること。

6. 常に共産主義勢力の平和運動、原水爆禁止、社会主義統一戦線等の真の意図を國民に知らしめるよう措置すること。

才六 わが国の共産主義対策の見地からする、米国への要請事項

以上述べきたつたところに基いて、共産主義対策の立場からする、わが国の米国に対する要請事項を述べると次のとおりである。

(一) わが国の共産主義問題は、米国のそれと比較し、前述のように極めて複雑なものであるから、先ずこのことを良く理解せしむること。特に性急な措置をもつて対することは誤ちであつて、しつかりと腰を落着けて対することが必要であることを理解せしめ、その観点よりの援助と協力を求めること。

(二) 自由主義諸国との国際的協力と、集団安全保障体制の強化推進に一層努力することを、強く希望すること。

(三) 東南及び西南アジアよりアフリカにわたる、植民地従属国の経済安定と、生活水準の向上についての協力は、一層の努力を払うと共に、特にいわゆる「紐付き」的援助の非難を排除するよう希望すること。

(四)

日本經濟の健全な發展に、なお一層の援助と協力を求めること。經濟の安定が、共產主義対策の上からも、又自衛力強化の上からも、第一義的条件であることはいうまでもない。大多數の日本人が、今日までの米国の日本に対する援助に対しては、十分感謝の念を持つてゐることは疑いない。問題は、これらの援助が、共產主義者の宣伝する帝國主義的擄取としての方法、性格を持つものに見えるか否かということである。いかなる方法をとるも、恐らく共產主義者は、そのような非難をもつて攻撃するであろうが、できるだけこの非難の当らないような実態を備えるよう希望する。特需の持続や借款の供与の外特に東南アジア地域については、日本の技術及び商品の市場として、それが友好裡に受け容れられるように、特段の配慮と援助を望む。又中共貿易についても、可能な拡大につき、最大限の考慮を払うことを希望する。

又日本商品の米国輸入についても日本国民の感情としては、僅かなことに大國米國の態度は誠に面白くないということであつて、

この点についても一層理解ある態度を望む。これは経済問題であると共に国民感情の問題でもある。

(五)

沖縄及び小笠原問題につき、合理的正常化を促進されたいこと。沖縄及び小笠原の問題が、日本国民の領土感情との関連において、極めて微妙な問題であることは、米国側も良く承知されているところであろう。

大多数の日本人は、共産主義の防遏の必要上、沖縄及び小笠原に米国が今日の如き基地を具有することも已むを得ないことと考えている。問題は、現在の如く日本側に何等の発言権を認めないことが、日本国民の領土感情よりみて、納得し難いところである。特にハボマイ、シコタンとの関係において米国側の善処を希望する。

(六)

台湾問題を適切に処理されたいこと。

いわゆる国共の第三次合作により、台湾が、中共治下に編入されることは、日本にとり誠に重大な問題である。これは、延いては、東南アジアにおける華僑の中共支持を決定づけることとなり、その際には中共の施策いかによつては、それによつて受けるわが国の経済的影響は、誠に重大なものがあると考えられる。従つて、先ず、そのようなことの起らないよう米国の善処を望む。又彼のハンガリー問題は、ソ連の実体を暴露した反面、米国に対する信頼感を増加せしめたことは疑いない。しかして最近の台湾問題は、若干この信頼感を低下せしめたことも疑いない。われわれは、この事件を通じ米国がその処理に真に賢明であることを希望する。

(四)

在日米国軍人その他米国人は、公私の言動に注意されたいこと。

日本国民も、今や漸次その自信を回復しつつある。従つて、これは在留米国軍人や米国人に対する国民感情の変化となつて現わ

れる。今後においては一層これら在留米国人の僅かな言動が、日本国民の感情を刺激する可能性が増加するものと考えられる。従つて、その生活態度、公私の言動等についても、特に慎重を期せられたい。その意味において、大都市の中心やその付近に大部隊を留めることは、策を待たものとは考えられない。

(四)

米国の対日政策に伴う公私の言動に注意せられたいこと。

米国官民の率直大胆な対日言動は、時として、日本国民の民族的自尊心を傷け、それが共産側の反米煽動に利用せられることが少くない。日本の自衛力強化に対する米国の軍事援助政策に関連する米国側の公私の言動において、特に然りである。就中、次の諸点には、特に留意せられたい。

1. 日本の自衛力強化政策が、米国の利益に基いて採られつつあるような感想を与える言動は、極めて有害である。日本の自衛力強化は、日本自体の安全保障の爲めであり、それが延いて、自由世界全体の安全保障に繋がるという趣旨に、徹底せられん

ことを強く期待する。

2. これに関連して、米国民が、日本国憲法に触れるようなことを、露骨に日本に要求することも又極めて有害である。日本の現行憲法制定当時の経緯を知る日本国民にとつては、それは「米国の身勝手」としか考えられないであらう。寧ろ米側が現行憲法制定当時の対日政策を、強く反省する態度を示すことが望ましい。

3. 政略的並に戦略的に、米国が日本を放棄する可能性を示唆する言動は、特に慎重を要する。それが時に依つては、警告的に利用せられるとしても、大部の国民は、それからくる不安の念に駆られて「共産側に頭を向ける」に至る可能性がある。

4. 又特に米側において、日本の共産主義問題を米国的センスをもつて判断し、ある団体を共産系団体として発表する等のことは避けられない。徒らに関係者の感情を刺激する虞がある。日本の原・水爆禁止要求問題に対しては、特に理解せられたい。

こと。

原・水爆に対して、日本国民が異常な神経過敏さを示しつつあることは、遺憾ながら或る程度已むを得ないことである。これこそ、運命的な日本国民の反米感情の原因とさえ言い得よう。日本国内の原・水爆禁止要求運動は、たしかに共産側の宣伝活動によつて激化された一面もないではないが、大多数は、純真な動機に基くものであり、それは唯一の原・水爆被災国民としての悲願でもある。米国は、よくこの点を理解され、日本の原・水爆禁止要求運動に対しては、次の如く慎重に対処せられんことを強く期待する。

原・水爆禁止要求運動に対しては、無愛想にこれを撥ねつけるような態度を戒め、寧ろ原則的にはこれを認めながらも、共産側に禁止の誠意がないことを立証して、現実としては已むを得ないという態度を示し、この運動を共産側に対する要求へと転化することが必要である。

(H)

2 今後万一再び原・水爆被害事件等が発生した場合は、世論の激発に先手を打つて、遺憾の意思表示を行うと共に、機敏に賠償医療等の措置を講ずることが必要であらう。

日本の共産主義対策への協力

日本の共産主義運動対策全般に亘つて、自由主義諸国特に米国の理解ある援助と協力を期待することは既述の通りであるが、更に具体的に次の事項を要請したい。

1 恒常的情報交換を組織すること。

各国の反共情報機関の間に情報交換の為委員会を常設し、恒常的に一切の情報を交換する。

2 アジア自由主義諸国間の情報交換及び協力を組織すること。

差当り東南アジア集団安全保障体制を主体として、対共情報交換及び協力機構を創設し、これと日本との協力関係を設定することにつき、米国の斡旋を期待する。この場合特に香港を中心とする日・英間の協力を組織することが急務である。